

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター・西名古屋医師会病診連携システム運営規程

(目的)

第1条 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター・西名古屋医師会病診連携システム（以下「本システム」という。）は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターと西名古屋医師会会員の開設または所属する医療機関との協力により、それぞれの機能の向上を図るため、連携を緊密にし、地域医療の充実、発展を図り、充実した医療を地域住民に提供することを目的とする。

(登録医)

第2条 本システムへの参加・登録は名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「当院」という。）に設置する事務局の登録様式を以て行う。

2 登録期間は、毎年4月を始期とする1年度を限りとし、原則として自動更新するものとする。

3 病院長は、登録医として不適当な行為があった場合は、その登録医の属する医師会の会長と協議し、登録を取り消すものとする。

(規程等の遵守)

第3条 登録医は、当院の諸規程等を遵守するものとする。

(紹介患者の受入れ)

第4条 紹介患者の外来受診及び入院は、当院で定めた手順によるものとするが、登録医の紹介患者は病床等の調整が可能である限り受け入れるものとする。

2 紹介患者が外来検査のみ希望の場合は、あらかじめ日時を予約することができるものとする。

(診療)

第5条 登録医は、院外主治医として院内主治医と共同して紹介した入院患者を診察し、また、診療における検査・手術に参画することができる。ただし、それらの場合、次に掲げる各事項を遵守するものとする。

(1) 診療のため来院するときは、あらかじめ地域医療連携センターに通知すること。

(2) 来院中は電子カルテ閲覧申請を行い登録医専用のセキュリティカードを利用することができるが、帰院時は当該カードを返却すること。

(3) 診療時間は、原則として土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から午後5時までの間とすること。

(研究会等)

第6条 登録医は、当院で行う研究会、研修会等に参加することができる。

(病診連携システム運営協議会)

第7条 本システムの円滑な運営を図るため、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 登録医と当院の機能及び連携に関すること

(2) 地域医療の充実・発展に関すること

(3) 本システムの運営に関すること

第8条 運営協議会は、登録医及び当院職員のうちから病院長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

第9条 運営協議会に委員長及び副委員長3人を置く。

2 委員長は当院地域医療連携室長とし、副委員長は委員のうちから委員長が登録医2人及び当院職員1人を指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。

第10条 会議は、委員長が必要と認めるとき及び委員の3分の1以上の者から要請があったとき、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者その他の参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 本システム及び運営協議会の事務局は、当院地域医療連携室が担う。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項及び調整の必要な事項については、運営協議会において決定するものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月26日から施行する。